

『税理士連携保証「TAG」』制度概要

令和3年4月1日現在

取扱金融機関	約定書締結金融機関																				
制度融資等の利用	不可																				
責任共有制度	対象																				
申込方法	金融機関経由申込																				
対象要件	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること (1) 1期以上の決算または確定申告を行っていること (2) 九州北部税理士会の会員である税理士または税理士法人（以下、税理士等）が月次管理等を行い、税理士等からの推薦があること (3) 次の条件を満たしていること 《法人の場合》直近決算において経常利益を計上 《個人の場合》貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前所得金額が200万円以上 ※ただし、直近決算（確定申告）において債務超過の場合は、税理士等の支援により策定した経営改善計画書（別紙様式3）において、業績の改善が見込まれること。 (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと																				
融資限度額	5,000万円以内（ただし、1中小企業者1口限りとする）																				
保険種別	一般関係無担保保険（8,000万円）、一般関係普通保険（2億円）																				
保証期間	12ヶ月以内（ただし、初回利用時の終期は決算申告（確定申告）期限から概ね2か月以内とし、以降更新時においては原則として12ヶ月とする）																				
資金使途	運転資金（但し、保証協会が認めた場合は既保証付融資の借換も可能）																				
貸付形式	手形貸付・証書貸付																				
返済方法	一括返済																				
担保／連帯保証人	担保は必要に応じ/連帯保証人は原則として法人は代表者、個人は不要																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
信用保証料	基準保証料率（責任共有保証料率） <table><tr><td>料率区分</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr></table>	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%												
保証料割引	1. 「中小企業会計の基本要領」もしくは「会計参与設置会社」は、上記保証料率から0.1%差し引く 2. 不動産等担保の提供がある場合は上記保証料率から0.1%差し引く 3. 推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう）の場合は、上記保証料率から0.1%差し引く																				
取扱期間	平成28年12月5日（月）～令和4年3月31日（水） ※初回申込受付期間																				
更新時の取扱い	【更新回数】最大4回まで更新可能とする（※更新回数満了後の取扱いは、更新できない場合の取扱い例）に準じる。 【更新の方法】原則として新規保証の申込を受け、借換により更新手続きを行う（継続新規扱い）。 ※取扱金融機関でのみ更新の取扱いが可能。他の金融機関で更新手続きはできない。 【更新できない事由】 ①既保証付融資の返済条件を緩和した場合 ②2期連続経常利益を計上していない場合（個人の場合は2期連続青色申告特別控除前所得金額200万円未満の場合） ③著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用された場合 ④その他、保証利用要件を満たさなくなった場合 【更新ができない場合の取扱い例】 ①期日一括返済、②条件変更による分割返済、③他保証商品での借換（保証利用要件等を欠いている場合は除く）																				
必要書類	【初回申込時】 ①推薦書（別紙様式1） ②決算概要報告書（別紙様式2） ③推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合は「認定通知書」（A4サイズ）の写し ④直近決算（確定申告）において債務超過の場合、税理士等の支援による「経営改善計画書」（別紙様式3） ※既に早期経営改善計画策定支援事業における計画書を策定している場合は代用可。 【更新時】 ①決算概要報告書（別紙様式2） ※直近決算（確定申告）において経常利益を計上していない（個人は青色申告特別控除前の所得金額が200万円未満）の場合は、その要因及び改善策の記載が必要。 ②直近決算（確定申告）において債務超過の場合、税理士等の支援による「経営改善計画書」（別紙様式3） ※既に早期経営改善計画策定支援事業における計画書を策定している場合は代用可。 ③初回申込時から月次管理等をする税理士等が変更となった場合は、推薦書（別紙様式1） ④初回申込時以降、推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合は「認定通知書」（A4サイズ）の写し																				
モニタリング	①税理士等は、申込人の業況が悪化した場合は、速やかに取扱金融機関へ報告するとともに、取扱金融機関は保証協会へ速やかに報告するものとする。 ②取扱金融機関は、実行後の申込人の現況把握に努め、利息の徴求ができなかった場合等は、速やかに保証協会へ報告し、必要に応じ、保証協会および税理士等と連携して経営支援に取組むものとする。																				
本保証のイメージ	分割返済なし 運転資金 50 百万円 初回 1年（※） 更新① 1年 更新② 1年 更新③ 1年 更新④ 1年 最長5年 （※）初回の終期は決算申告期限から2ヶ月以内 ① 期日一括返済 ② 分割返済への変更（借換を含む）によりご返済いただき																				